

「2007年全国土地利用計画」決定

国土資源部¹は4月25日、標記計画を決定し、各地に通達した。同計画は、今年建設に転用する農用地の規模が昨年並みとし、別荘類不動産開発、ゴルフ場、行政機関・国有事業者のトレーニングセンターの新設向けの土地提供を引き続き厳禁するという内容となっている。

また、同計画は、各地政府に対し、次のことを求めている。

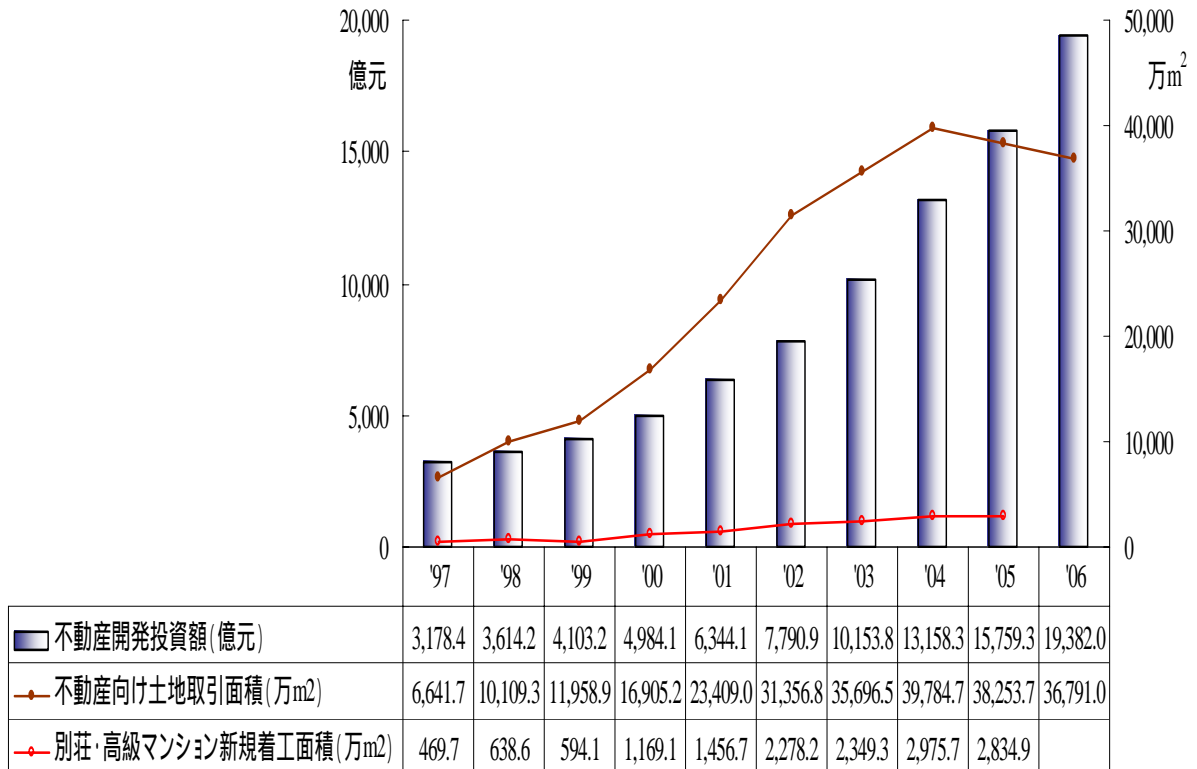
- ・ 各地政府は、土地利用計画の調整・コントロールに関してより一層の役割を果たせなければならない。農用地転用を厳しく制限すると同時に、新規建設用地総量を厳格に管理すること、用地審査許可に対する調整・コントロールを強調すると同時に、実際の用地行為に対する管理を強化すること、計画執行中の監督管理を強化すると同時に、計画執行の結果に対する評価を厳正に行なうこと。
- ・ 各地政府は、経済、社会の発展を促進するための土地利用計画を策定しなければならない。建設用地総量規制を堅持することを前提に、重要なインフラと産業政策奨励類の建設用地、民生プロジェクト建設用地、農村の交通、水利、義務教育、医療保障などのインフラ建設用地を優先的に提供すること。
- ・ 各地政府は、土地利用管理を強化し、土地利用計画の有効な執行を確保しなければならない。計画に合致せず、用地計画指標を得ないものは、用地許可をしてはならない。新たに改定された禁止類・制限類建設用地の規定に従い、工業用地を確実に抑え、別荘類不動産開発、ゴルフ場、行政機関と国有事業者のトレーニングの新設などの用地提供を禁止すること。
- ・ 各地政府は、同計画に沿った管内の詳細な土地利用計画をなるべく早く策

¹ 土地資源、鉱産資源、海洋資源などの自然資源の計画、管理、保護及び合理的な利用を統括する中国の国家行政機関

定し、管内に下すとともに、国土資源部に報告すること。

- 各地政府は、新規建設用地の実際の面積を土地利用計画の執行に対する評価の指標とし、土地利用計画の執行の評価体系をさらに改善し、計画執行の評価を強化すること。

(参考)



中国不動産開発状況を示す主要指標の推移